

フランス民法典・消費法典における作成者不利の原則

法政大学教授 大澤 彩

フランス民法典には債務者不利の解釈原則を定める以下のような条文が存在した。

民法典第 1162 条 疑いがある場合には、合意は、債務を負わせたものに不利に債務を負った者に有利に解釈される。

その一方で、消費法典にも以下の条文がある。

消費法典 L.211-1 条 事業者から消費者に提示される契約条項は、明瞭かつ理解できる方法で提示および作成されなければならない。

疑いがある場合には、前項の契約条項は消費者に最も有利な意味で解釈される。ただし、前項の規定は L.621-8 条に基づいて進められる手続(訳者注:認可消費者団体による濫用条項削除請求)には適用されない。

消費者への情報を保証するために、コンセイユ・デタのデクレは第 1 項に定められた契約の提示の方法について定める。

民法典の契約法、債務の一般制度および証拠法を改正する 2016 年 2 月 10 日のオルドナンスにより、民法典第 1162 条は以下のように修正されている。

民法典 1190 条 疑いがある場合には、合意による[討議を経た]契約は債権者に不利に、債務者に有利に解釈され、また、附合契約は[当該条項を]提示した者に不利に解釈される。

民法典 1190 条は「合意による契約(その契約に含まれる条項が当事者の自由な討議を経たものである契約)」と「附合契約(その契約に含まれる契約条項が交渉を経ることなく、当事者の一方によってあらかじめ作成されている契約)」とで条項に疑義がある場合の解釈原則を分けたことになる。「附合契約」の場合に提示した者に不利に解釈するという準則は上記消費法典 L.211-1 条を参考にしたものであるとされている。もともと民法典 1162 条が債務者に有利に解釈するという原則を定めていたのは、債務者が一般には劣位にあると考えられていたことによるが、必ずしも常にその想定があてはまるわけではないことから、民法典 1162 条だと射程が広すぎると考えられたのである。ただ、そうは言っても附合契約の場合であれば常に一方当事者が劣位にあると考えられることから、附合契約の場合を対象とした作成者不利の原則を定めたのである。もっとも、民法 1190 条については、附合契約によるわけではないが当事者の一方が劣位にあることはありうる以上、附合契約の場合に限定したことには疑問の声もある。

これに対して、消費者契約の場合には附合契約か否かを問わず、消費法典によって作成者不利の原則があてはまることになる。

フランス民法典では 1190 条以外にも契約解釈に関する規定が（しかも 2016 年改正以前から）設けられている点に留意しなければならない。以下のような規定である。

第 1188 条 契約は、条項の文言通りの意味に拘泥するよりもむしろ当事者の共通の意図に基づいて解釈される。

共通の意図を見つけ出すことができない場合には、契約は、同様の状況に置かれた合理人が与えるであろう意味に基づいて、解釈される。

第 1189 条 契約のすべての条項は、それぞれに行為全体の一貫性を尊重した意味を与えるように、相互に解釈される。

契約当事者の意図に応じて、複数の契約が 1 つの全体的な作用へと競合しているとき、それらの契約は、その作用に応じて解釈される。

第 1191 条 ある条項が 2 つの意味にとれるときは、なんらの効果も生じない意味においてよりも、何らかの効果を有することができる意味を優先しなければならない。

第 1192 条 明瞭で正確な条項を解釈することはできず、せいぜい行為の変性をもたらすのみである。

民法典の条文の訳出に当たっては、法務省民事局参事官室（参与室）編『民法（債権関係）改正に関する比較法資料』（商事法務、2014 年）127 頁以下を参考にした。